

猪名川町キャッシュレス決済等導入業務  
仕様書

令和7年8月

猪名川町

## 1. 件名

猪名川町キャッシュレス決済等導入業務（以下「この業務」という。）

## 2. 本業務の目的

町役場窓口における証明書発行手数料等の収納について、キャッシュレス決済を導入し、決済方法の選択肢を増やすことによる利用者の利便性向上と収納業務の効率化を図ることを目的とする。

## 3. 履行場所

猪名川町役場住民課および会計課

## 4. 業務内容

この業務の内容は、キャッシュレス決済導入に伴う指定納付受託業務並びにこれに必要な機器及びPOSレジ端末等の調達並びに集計システムの構築に係る業務とし、次の(1)及び(2)を行うものとする。

なお、調達機器は、町が買い取るものとする。

### (1) 機器の納入等について

#### ア POSレジ端末等の調達及び集計システムの構築の業務について

- (ア) POSレジ端末とこれに連動した自動釣銭機を用意すること。自動釣銭機は、新旧の貨幣及び硬貨に対応できるものであること。
- (イ) POSシステムを有し、証明書等の品目ごとに現金、キャッシュレス及び定額小為替の件数、枚数、金額等の各種集計、データの蓄積機能を備えていること。（売上情報のデータベース化やこれらの情報の集計処理を機械的に処理する機能を有すること。）また、集計した売上情報は、日計、月計及び年計にデータベース化され、出力して編集が可能であること。なお、データ連携にルーター等通信機器が別途必要な場合は、準備すること。
- (ウ) キャッシュレス決済ができない支払について、キャッシュレス決済を受け付けないためのシステム上の機能を有すること。ただし、システム上の機能を有しない場合は、運用上の工夫により、現金のみでの徴収となるような提案を行うこと。
- (エ) キャッシュレス決済端末（後述）と一体、もしくは連動可能であること。
- (オ) レシートの発行が可能であること。また、納付方法により「領収証」及び「利用明細」の変更機能があることが望ましい。
- (カ) POSレジ端末のタッチパネルレイアウトについてはカスタマイズが可能であることが望ましい。
- (キ) 手数料ごとに町が指定する単価を設定できること。
- (ク) 操作ミスによる取消し又は支払方法変更に係る操作が容易であること。
- (ケ) 客側のディスプレイには、支払額、投入金額及び釣銭が表示されること。
- (コ) 取扱品目（各種証明手数料区分等）ごとの登録が可能であること。また、そのメンテナンスが可能であること。
- (サ) レジ内の現金を自動で集計できること。また、金種と枚数等を指定して払い出し等ができること。
- (シ) 多言語対応が可能であることが望ましい。
- (ス) 町が別途調達するインターネット回線を利用すること。
- (セ) その他の機能については、必要に応じて町と協議の上、設定することができること。

#### イ キャッシュレス決済端末等の調達について

- (ア) QRコード等の二次元バーコード、バーコード、電子マネー及びクレジットカードの読み取りが可能であること。
- (イ) PCI DSSの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
- (ウ) 経済産業省が所管する『割賦販売法（後払い分野）に基づく監督の基本指針』において、

同法に規定するセキュリティ対策義務の「実務上の指針」として位置づけられている『クレジットカード・セキュリティガイドライン【6.0版】2025年3月』に準拠していること。

- (エ) キャッシュレス決済の取扱いについては、次に定めるものを必須とし、その他のブランド、電子マネー、コード決済等の取扱いについては、提案によるものとする。また、取扱可能なブランドが付された受託者以外が発行したクレジットカード等の取扱も可能とすること。

- ・クレジットカード：VISA、JCB、Mastercard
- ・非接触型電子マネー：ICOCA等の交通系マネー、WAON、iD
- ・コード決済：PayPay、d払い、auPAY、楽天PAY

- (オ) 数種類の機器で対応することもできるものとする。

#### ウ 数量

4 (1) ア及びイに掲げる機器を3の場所に1式ずつ、計2式調達すること。

#### エ 研修・サポート体制

- (ア) 機器等の操作については、実機を用いて職員に対して研修を実施すること。実施スケジュール及び実施方法については、当町と受託者で協議のうえ決定する。

- (イ) その他運用サポートについては、必要に応じて町と受託者で協議の上、決定する。

### (2) 指定納付受託業務委託について

#### ア 納付の種類

受託者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による町の指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）となり、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払をする「立替払方式」とする。

#### イ 納付の方法

- (ア) キャッシュレス決済の立替金については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末までに町が指定する口座に振り込むこと。

- (イ) 利用日ごとのキャッシュレス決済等の利用件数、利用金額等の明細を確認できること。月単位で立替金の計算書を作成し、立替納付の2週間前までに提出すること。

- (ウ) 立替払は、納入義務者等が選択するクレジット等の支払方法（分割払、リボルビング払等）の種類を問わず、一括で納付すること。

- (エ) 立替金を指定する口座に振り込む際に必要な手数料については、指定納付受託者が負担すること。

#### ウ キャッシュレス決済手数料

キャッシュレス決済の手数料は、立替金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

## 5. 守秘義務の遵守

- (1) この業務を履行する上で知り得た秘密については、守秘義務を課すので、これを遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであること。また、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

- (2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管及び管理に万全を期し、漏えい防止のため適切な措置を講じなければならないものであること。

- (3) 町が提供する一切のデータ、資料等をこの業務の履行以外の目的で使用し、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならないものであること。

- (4) 受託者は、この業務の一部について事前に申請し、町の承諾を得た場合を除いては、この業務の処理を他に委託してはならない。

## 6. 契約事項

### (1) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

指定納付受託業務については、契約締結日以後、単年度契約で行うものとする。

(2) 運用開始日

令和8年3月1日を想定している。それまでに4(1)エ(ア)の研修を終える必要があるため、設置時期については協議すること。

(3) 保証

4(1)ア及びイの機器について通常の使用で故障し、又は不具合が生じた場合においては、納品検査後3年間は、次に掲げる事項について無償保証とし、町の窓口業務に支障を来すことがないようにすること。

ア 技術者の派遣等により即時対応すること。

イ 機器の修理等に時間を要する場合は、代替機を用意すること。

※3年経過後に機器を継続使用する場合は、受託者は、保守体制に関し必要に応じて町と協議する。

7. その他

(1) 調達する機器は、新品であること。

(2) 導入時の各種設定及び機器の設置については、町の担当者と調整の上、決定すること。

(3) 事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、この業務の履行に支障を来すことがないよう緊急時の体制を整備すること。

(4) この業務の履行によって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた費用については、受託者が負担すること。

(5) キャッシュレス決済の種別については、適宜見直すことができるものとし、町と受託者で協議の上、決定するものであること。

(6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、町と受託者で協議の上、決定するものであること。